

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年2月13日
【計算期間】	第24期中（自 2024年5月16日 至 2024年11月15日）
【ファンド名】	日立外国株式インデックスファンド
【発行者名】	日立投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柿沼 敬二
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野二丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	管理グループ 都地 雅夫
【連絡場所】	東京都台東区東上野二丁目16番1号
【電話番号】	080-7784-4536
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2024年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	102,784,984,429	99.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	80,409,916	0.07
合計(純資産総額)		102,865,394,345	100.00

（ご参考）

日立外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	109,879,362,516	76.36
	カナダ	4,386,593,502	3.04
	ユーロ(ドイツ)	3,124,779,420	2.17
	ユーロ(イタリア)	753,139,658	0.52
	ユーロ(フランス)	3,453,064,833	2.39
	ユーロ(オランダ)	1,992,854,973	1.38
	ユーロ(スペイン)	891,288,128	0.61
	ユーロ(ベルギー)	260,663,074	0.18
	ユーロ(オーストリア)	65,526,828	0.04
	ユーロ(ルクセンブルク)	62,925,005	0.04
	ユーロ(フィンランド)	260,060,309	0.18
	ユーロ(アイルランド)	94,443,701	0.06
	ユーロ(ポルトガル)	49,639,563	0.03
	ユーロ(スイス)	39,548,542	0.02
	ユーロ(バミューダ)	16,673,973	0.01
	ユーロ(ジャージー)	9,753,936	0.00
	イギリス	5,343,830,525	3.71
	スイス	3,228,991,580	2.24
	スウェーデン	1,133,199,518	0.78
	ノルウェー	195,013,362	0.13
	デンマーク	998,640,235	0.69
	オーストラリア	2,526,400,425	1.75
	ニュージーランド	69,813,274	0.04
	香港	639,212,313	0.44
	シンガポール	458,885,260	0.31
	イスラエル	148,454,198	0.10
	小計	140,082,758,651	97.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,803,429,198	2.64
合計(純資産総額)		143,886,187,849	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,907,720,123	2.02
	買建	カナダ	130,837,058	0.09
	買建	ドイツ	380,945,204	0.26
	買建	イギリス	162,300,810	0.11
	買建	オーストラリア	121,997,174	0.08

（注）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	6,005,935	0.00
	売建	—	27,005,981	△ 0.01

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年12月末日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
14期 (2015年 5月15日)	23,835,544,429	23,835,544,429	2.2962	2.2962
15期 (2016年 5月16日)	19,242,482,875	19,242,482,875	1.9431	1.9431
16期 (2017年 5月15日)	23,456,063,239	23,456,063,239	2.3945	2.3945
17期 (2018年 5月15日)	26,882,298,886	26,882,298,886	2.6539	2.6539
18期 (2019年 5月15日)	29,242,290,997	29,242,290,997	2.6901	2.6901
19期 (2020年 5月15日)	29,151,362,929	29,151,362,929	2.5583	2.5583
20期 (2021年 5月17日)	45,194,145,831	45,194,145,831	3.9267	3.9267
21期 (2022年 5月16日)	53,434,190,447	53,434,190,447	4.3694	4.3694
22期 (2023年 5月15日)	60,887,211,881	60,887,211,881	4.8382	4.8382
23期 (2024年 5月15日)	90,615,116,724	90,615,116,724	6.9425	6.9425
2023年12月末日	73,983,170,664	—	5.7699	—
2024年 1月末日	78,915,237,145	—	6.1207	—
2月末日	83,292,157,574	—	6.4142	—
3月末日	86,941,904,991	—	6.6803	—
4月末日	88,186,225,496	—	6.7685	—
5月末日	90,768,897,021	—	6.9274	—
6月末日	96,833,836,424	—	7.3485	—
7月末日	91,628,519,795	—	6.9399	—
8月末日	89,586,123,917	—	6.8182	—
9月末日	90,641,869,931	—	6.8967	—
10月末日	97,465,692,914	—	7.4146	—
11月末日	98,539,812,778	—	7.4597	—
12月末日	102,865,394,345	—	7.7557	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
14期	—
15期	—
16期	—
17期	—
18期	—
19期	—
20期	—
21期	—
22期	—
23期	—

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
14期	26.33
15期	△ 15.38
16期	23.23
17期	10.83
18期	1.36
19期	△ 4.90
20期	53.49
21期	11.27
22期	10.73
23期	43.49
24期中間計算期間	10.61

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
14期	2,630,844,889	2,590,617,148	10,380,370,430
15期	1,805,808,654	2,283,323,773	9,902,855,311
16期	1,813,289,832	1,920,400,308	9,795,744,835
17期	2,085,540,130	1,751,740,449	10,129,544,516
18期	2,750,240,801	2,009,479,365	10,870,305,952
19期	3,602,211,967	3,077,494,605	11,395,023,314
20期	3,696,837,291	3,582,481,653	11,509,378,952
21期	3,534,959,492	2,815,162,205	12,229,176,239
22期	2,893,007,913	2,537,393,810	12,584,790,342
23期	2,411,413,925	1,943,974,405	13,052,229,862
24期中間計算期間	1,240,435,153	1,092,049,999	13,200,615,016

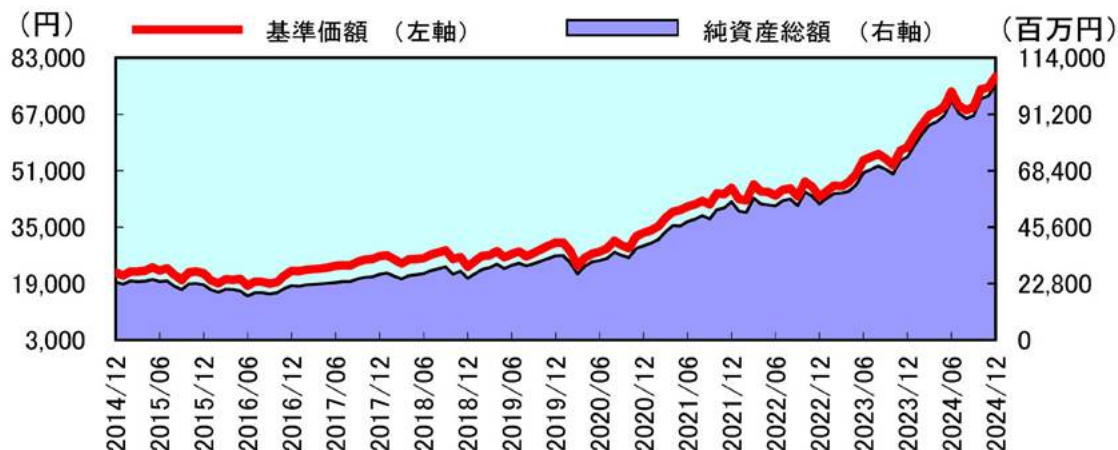
（注1）設定口数には、当初自己設定の口数を含みます。

（注2）本邦外における受益証券の発行はありません。

<参考情報>

運用実績（2024年12月末現在）

◆ 基準価額・純資産の推移（2014年12月末～2024年12月末）



◆ 分配の推移

期中には分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保します。

そのため、これまでに分配金を支払ったことはありません。

◆ 主要な資産の状況（組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対するものです。）

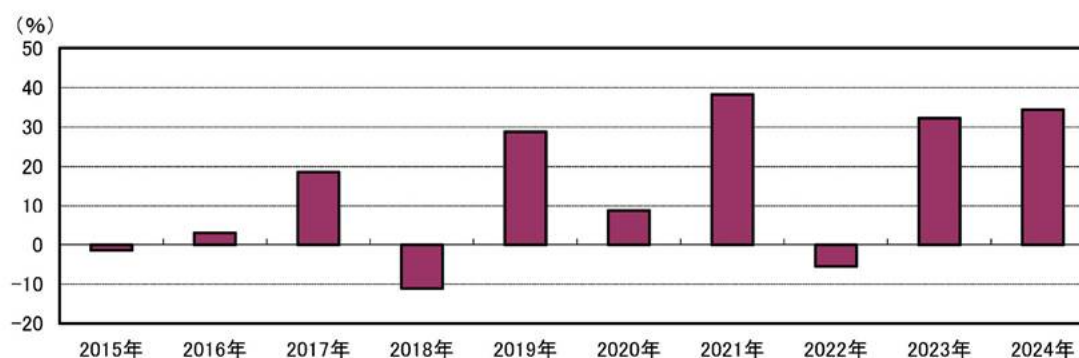
○ 組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	組入比率
APPLE INC	アメリカ	5.6%
NVIDIA CORP	アメリカ	4.9%
MICROSOFT CORP	アメリカ	4.4%
AMAZON COM INC	アメリカ	3.1%
META PLATFORMS INC-A	アメリカ	1.9%
TESLA,INC.	アメリカ	1.8%
ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.6%
BROADCOM INC	アメリカ	1.6%
ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.4%
JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	1.0%
合計		27.3%

○ 組入上位10ヶ国

国/地域	組入比率
アメリカ	76.4%
イギリス	3.7%
カナダ	3.0%
フランス	2.4%
スイス	2.2%
ドイツ	2.2%
オーストラリア	1.8%
オランダ	1.4%
スウェーデン	0.8%
デンマーク	0.7%
合計	94.6%

◆ 年間収益率の推移



ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間計算期間（2024年5月16日から2024年11月15日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【日立外国株式インデックスファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2024年 5月15日現在	第24期中間計算期間末 2024年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	221,001,258	253,194,277
親投資信託受益証券	90,517,330,976	101,257,725,691
未収入金	98,400,000	26,000,000
未収利息	60	693
流動資産合計	90,836,732,294	101,536,920,661
資産合計	90,836,732,294	101,536,920,661
負債の部		
流動負債		
未払解約金	160,184,449	96,164,360
未払受託者報酬	17,551,765	20,608,771
未払委託者報酬	43,879,356	51,521,859
流動負債合計	221,615,570	168,294,990
負債合計	221,615,570	168,294,990
純資産の部		
元本等		
元本	13,052,229,862	13,200,615,016
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	77,562,886,862	88,168,010,655
元本等合計	90,615,116,724	101,368,625,671
純資産合計	90,615,116,724	101,368,625,671
負債純資産合計	90,836,732,294	101,536,920,661

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期中間計算期間 自 2023年 5月16日 至 2023年11月15日	第24期中間計算期間 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日
営業収益		
受取利息	-	43,898
有価証券売買等損益	11,103,974,316	9,641,494,715
営業収益合計	11,103,974,316	9,641,538,613
営業費用		
支払利息	60,510	-
受託者報酬	14,959,478	20,608,771
委託者報酬	37,398,651	51,521,859
その他費用	7,652	-
営業費用合計	52,426,291	72,130,630
営業利益又は営業損失（△）	11,051,548,025	9,569,407,983
経常利益又は経常損失（△）	11,051,548,025	9,569,407,983
中間純利益又は中間純損失（△）	11,051,548,025	9,569,407,983
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	457,799,102	21,824,418
期首剰余金又は期首欠損金（△）	48,302,421,539	77,562,886,862
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,332,081,076	7,553,372,186
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	5,332,081,076	7,553,372,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,910,816,097	6,495,831,958
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	3,910,816,097	6,495,831,958
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	60,317,435,441	88,168,010,655

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第23期計算期間末 2024年 5月15日現在	第24期中間計算期間末 2024年11月15日現在
１. 計算期間の末日における受益権の総数	13,052,229,862口	13,200,615,016口
１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	6.9425円 (69,425円)	7.6791円 (76,791円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第23期中間計算期間 自 2023年 5月16日 至 2023年11月15日	第24期中間計算期間 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日
１.運用の指図に関する権限を委託するために要する費用	「日立外国株式インデックスマザーファンド」の信託財産の運用の指図に関する権限を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の4.1の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	同左
２.分配金の計算過程	投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、期中には分配を行わないため、分配金の計算過程の記載を行っておりません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

項目	第24期中間計算期間末 2024年11月15日現在
１.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	①親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第23期計算期間 自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日	第24期中間計算期間 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	12,584,790,342円	13,052,229,862円
期中追加設定元本額	2,411,413,925円	1,240,435,153円
期中一部解約元本額	1,943,974,405円	1,092,049,999円

（ご参考）

当ファンドは「日立外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

日立外国株式インデックスマザーファンド

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)		
	2024年 5月15日現在	2024年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,873,757,428	3,642,547,113
コール・ローン	120,609,212	174,557,763
株式	214,603,614,428	138,304,898,481
派生商品評価勘定	90,040,862	135,189,424
未収入金	13,473,758	-
未収配当金	271,729,185	115,662,462
未収利息	33	478
差入委託証拠金	445,416,686	556,141,558
流動資産合計	219,418,641,592	142,928,997,279
資産合計	219,418,641,592	142,928,997,279
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,761,603	15,003,412
未払解約金	123,500,000	608,200,000
流動負債合計	125,261,603	623,203,412
負債合計	125,261,603	623,203,412
純資産の部		
元本等		
元本	34,279,196,579	20,094,924,651
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	185,014,183,410	122,210,869,216
元本等合計	219,293,379,989	142,305,793,867
純資産合計	219,293,379,989	142,305,793,867
負債純資産合計	219,418,641,592	142,928,997,279

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、原則として計算日に知り得る直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 外国為替予約取引 原則として、計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 受取利息 約定日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年 5月15日現在	2024年11月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	34,279,196,579口	20,094,924,651口
1口当たり純資産額	6.3973円	7.0817円
(1万口当たり純資産額)	(63,973円)	(70,817円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

項目	2024年11月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	①有価証券等 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日
1.取引の内容	投資信託の利用しているデリバティブ取引は、有価証券関連では有価証券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の価額・為替等の変動によるリスクを回避する目的で行ないます。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、有価証券関連では有価証券等の価額変動リスクを回避する目的で、また、通貨関連では外貨建有価証券等の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。
4.取引に係るリスクの内容	有価証券先物取引は株式等の相場変動によるリスクを、為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて低いものであると認識しております。
5.取引に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、投資信託運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
(株式関連)
(2024年 5月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		契約額等	契約額等 うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,456,685,813	—	4,545,010,037	88,324,224
	S&P500 EMINI	3,373,136,065	—	3,423,064,551	49,928,486
	S&PTSE60 2406	182,150,683	—	183,685,320	1,534,637
	EURX50 2406	423,177,683	—	438,527,445	15,349,762
	FTSE100 2406	198,437,997	—	216,243,516	17,805,519
	SMI 2406	138,951,326	—	142,569,409	3,618,083
	SPI200 2406	140,832,059	—	140,919,796	87,737
合計		4,456,685,813	—	4,545,010,037	88,324,224

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		契約額等	契約額等 うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,787,077,629	—	3,909,907,261	122,829,632
	S&P500 EMINI	2,875,965,275	—	3,000,411,930	124,446,655
	S&PTSE60 2412	158,570,975	—	168,071,175	9,500,200
	EURX50 2412	339,688,494	—	335,447,881	△4,240,613
	FTSE100 2412	181,814,042	—	176,841,349	△4,972,693
	SMI 2412	106,491,013	—	103,910,706	△2,580,307
	SPI200 2412	124,547,830	—	125,224,220	676,390
合計		3,787,077,629	—	3,909,907,261	122,829,632

時価の算定方法

- 先物取引
- 外国先物取引について
- 先物取引の評価においては、計算日に知り得る直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。
- ※契約額に手数料は含まれておりません。

(通貨関連)

(2024年 5月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	42,000,000	—	42,044,944	△44,944
	ユーロ	26,000,000	—	26,040,119	△40,119
	ポンド	16,000,000	—	16,004,825	△4,825
合計		42,000,000	—	42,044,944	△44,944

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	469,000,000	—	471,643,619	△2,643,619
	ドル	363,000,000	—	365,343,896	△2,343,896
	カナダドル	12,000,000	—	12,018,342	△18,342
	ユーロ	36,000,000	—	36,129,238	△129,238
	ポンド	23,000,000	—	23,079,351	△79,351
	スイスフラン	9,000,000	—	9,013,175	△13,175
	オーストラリア ドル	17,000,000	—	16,998,352	1,648
	香港ドル	9,000,000	—	9,061,265	△61,265
合計		469,000,000	—	471,643,619	△2,643,619

時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	39,594,693,942円	34,279,196,579円
期中追加設定元本額	1,370,876,518円	706,885,726円
期中一部解約元本額	6,686,373,881円	14,891,157,654円
期末元本額	34,279,196,579円	20,094,924,651円
元本の内訳＊		
日立バランスファンド（株式70）	2,058,702,179円	1,901,833,468円
日立バランスファンド（株式50）	971,321,465円	882,793,131円
日立バランスファンド（株式30）	150,721,989円	137,846,338円
日立外国株式特化型ファンド （非課税適格機関投資家専用）	16,949,148,744円	2,873,946,314円
日立外国株式インデックスファンド	14,149,302,202円	14,298,505,400円

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

（2025年2月13日現在）

- ① 資本金
1億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間における資本金の増減
ありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2024年12月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、18本であり、その純資産総額の合計は777,283百万円です。（なお、親投資信託16本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	254,228
	私募	11	523,055
合計		18	777,283

（３）【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」ならびに同規則第282条および第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第24期		第25期	
	（2023年3月31日現在）		（2024年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		998		656
未収委託者報酬		297,681		325,505
未収運用受託報酬		40		1,478
関係会社預け金	※2	1,552,333	※2	1,576,771
前払費用		34,850		41,795
その他		715		4,067
流動資産合計		1,886,620		1,950,276
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	29,516	※1	27,402
工具器具備品	※1	2,207	※1	1,973
有形固定資産合計		31,724		29,375
無形固定資産				
ソフトウェア		394		219
無形固定資産合計		394		219
投資その他の資産				
繰延税金資産		61,919		39,495
その他				190
投資その他の資産合計		61,919		39,685
固定資産合計		94,038		69,281
資産合計		1,980,658		2,019,557

(単位：千円)

	第24期 (2023年3月31日現在)	第25期 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	※2※4 67,643	※2※4 76,236
未払費用	453,526	492,707
未払法人税等	※3 26,080	※3 -
預り金	4,763	5,454
賞与引当金	29,132	28,238
流動負債合計	581,145	602,636
固定負債		
退職給付引当金	131,929	92,289
資産除去債務	15,439	15,531
固定負債合計	147,368	107,821
負債合計	728,514	710,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	75,000	75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	877,144	934,099
利益剰余金合計	952,144	1,009,099
株主資本合計	1,252,144	1,309,099
純資産合計	1,252,144	1,309,099
負債純資産合計	1,980,658	2,019,557

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,222,061	1,264,974
運用受託報酬	434,930	411,393
営業収益計	1,656,991	1,676,367
営業費用		
支払手数料	808,196	847,321
委託計算費	68,497	72,091
調査費	263,958	251,812
営業雑経費		
通信費	1,808	2,619
印刷費	2,239	2,174
諸会費	3,536	3,983
営業雑経費計	7,585	8,776
営業費用計	1,148,237	1,180,002
一般管理費		
給料		
役員報酬	20,080	20,980
給料・手当	214,839	157,632
賞与	1,945	1,028
給料計	236,865	179,641
交際費	864	785
旅費交通費	177	553
租税公課	139	1,244
不動産賃借料	44,286	35,847
賞与引当金繰入額	58,264	62,408
退職給付費用	7,359	6,915
業務委託費	916	61,742
その他の人件費	41,816	37,186
その他の不動産関係費	5,232	987
減価償却費	2,301	2,523
諸雑費	7,546	8,261
一般管理費計	※1 405,770	※1 398,099
営業利益	102,983	98,265
営業外収益		
受取利息	772	124
その他	297	96
営業外収益計	※1 1,069	※1 221
営業外費用		
その他	325	87
営業外費用合計	325	87
経常利益	103,727	98,399
特別利益		
移転補償金	※1※3 13,281	—
税引前当期純利益	117,008	98,399
法人税等	※2 47,063	※2 19,020
法人税等調整額	△9,503	22,423

法人税等合計	37,560	41,444
当 期 純 利 益	79,448	56,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695
当 期 変 動 額								
当期純利益					79,448	79,448	79,448	79,448
当期変動額合計	—	—	—	—	79,448	79,448	79,448	79,448
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	877,144	952,144	1,252,144	1,252,144

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	200,000	200,000	75,000	877,144	952,144	1,252,144	1,252,144
当 期 変 動 額								
当期純利益					56,955	56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	—	—	—	—	56,955	56,955	56,955	56,955
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	934,099	1,009,099	1,309,099	1,309,099

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 建物 15年、8年 工具器具備品 15年、10年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェア 5年
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。 (2)投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。 (3)投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「諸雑費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸雑費」に表示していた8,462千円は、「業務委託費」916千円及び「諸雑費」7,546千円として組み替えております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (2023年3月31日現在)	第25期 (2024年3月31日現在)
※1. 有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。 建物 1,911千円 工具器具備品 214千円 減価償却累計額 2,125千円	※1. 有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。 建物 4,026千円 工具器具備品 448千円 減価償却累計額 4,474千円
※2. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,552,333千円 未払金 14,945千円	※2. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,576,771千円 未払金 17,319千円
※3. 未払法人税等の内訳 未払法人税 16,563千円 未払事業税 7,531千円 未払住民税 1,985千円	※3. 未払法人税等の内訳 未払法人税 -千円 未払事業税 -千円 未払住民税 -千円
※4. 消費税等の取扱い 未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※4. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 63,785千円 営業外収益 772千円 特別利益 13,281千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 62,465千円 営業外収益 149千円
※2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※2. 同左
※3. 移転補償金 特別利益は、当社における本社事務所移転に伴う補償金であります。	

（株主資本等変動計算書関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1)株式の種類 普通株式 (2)当事業年度期首株式数 6,000株 (3)当事業年度増加株式数 — (4)当事業年度減少株式数 — (5)当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1)当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2)当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —	1. 発行済株式に関する事項 (1)株式の種類 普通株式 (2)当事業年度期首株式数 6,000株 (3)当事業年度増加株式数 — (4)当事業年度減少株式数 — (5)当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1)当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2)当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —

（リース取引関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 退職一時金制度については設立時に設定しております。 退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左																																												
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 131,929千円（退職給付引当金） (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務の期首残高</td><td>124,570 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,359</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td>131,929</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と 貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>131,929 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された</td><td></td></tr> <tr> <td>負債と資産の純額</td><td>131,929</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>131,929</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された</td><td></td></tr> <tr> <td>負債と資産の純額</td><td>131,929</td></tr> </table> (3)退職給付費用 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,359 千円</td></tr> </table>	退職給付債務の期首残高	124,570 千円	退職給付費用	7,359	退職給付の支払額	—	退職給付債務の期末残高	131,929	非積立型制度の退職給付債務	131,929 千円	貸借対照表に計上された		負債と資産の純額	131,929	退職給付引当金	131,929	貸借対照表に計上された		負債と資産の純額	131,929	退職給付費用	7,359 千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 92,289千円（退職給付引当金） (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務の期首残高</td><td>131,929 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,915</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>46,555</td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td>92,289</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と 貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>92,289 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された</td><td></td></tr> <tr> <td>負債と資産の純額</td><td>92,289</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>92,289</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された</td><td></td></tr> <tr> <td>負債と資産の純額</td><td>92,289</td></tr> </table> (3)退職給付費用 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,915 千円</td></tr> </table>	退職給付債務の期首残高	131,929 千円	退職給付費用	6,915	退職給付の支払額	46,555	退職給付債務の期末残高	92,289	非積立型制度の退職給付債務	92,289 千円	貸借対照表に計上された		負債と資産の純額	92,289	退職給付引当金	92,289	貸借対照表に計上された		負債と資産の純額	92,289	退職給付費用	6,915 千円
退職給付債務の期首残高	124,570 千円																																												
退職給付費用	7,359																																												
退職給付の支払額	—																																												
退職給付債務の期末残高	131,929																																												
非積立型制度の退職給付債務	131,929 千円																																												
貸借対照表に計上された																																													
負債と資産の純額	131,929																																												
退職給付引当金	131,929																																												
貸借対照表に計上された																																													
負債と資産の純額	131,929																																												
退職給付費用	7,359 千円																																												
退職給付債務の期首残高	131,929 千円																																												
退職給付費用	6,915																																												
退職給付の支払額	46,555																																												
退職給付債務の期末残高	92,289																																												
非積立型制度の退職給付債務	92,289 千円																																												
貸借対照表に計上された																																													
負債と資産の純額	92,289																																												
退職給付引当金	92,289																																												
貸借対照表に計上された																																													
負債と資産の純額	92,289																																												
退職給付費用	6,915 千円																																												

（税効果会計関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 11,255 千円 退職給付引当金 45,634 資産除去債務 5,340 未払社会保険料 1,768 未払事業税 2,605 その他 417 繰延税金資産小計 67,020 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 — 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △1,750 評価性引当額小計 △1,750 繰延税金資産合計 65,269 (繰延税金負債) 資産除去債務に対応する除去費用 3,350 繰延税金負債合計 3,350 繰延税金資産合計 61,919	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 9,767 千円 退職給付引当金 28,259 資産除去債務 4,755 未払社会保険料 1,672 未払事業税 - その他 494 繰延税金資産小計 44,949 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 — 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △925 評価性引当額小計 △925 繰延税金資産合計 44,024 (繰延税金負債) 資産除去債務に対応する除去費用 4,215 未収還付事業税 313 繰延税金負債合計 4,528 繰延税金資産合計 39,495
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因 (%) 法定実効税率 34.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.0 その他 △4.5 税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.1	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因 (%) 法定実効税率 34.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.7 その他 4.8 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.1
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。また「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
	4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 税法の改正に伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から30.6%に変更し計算しております。 なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表への影響は軽微であります。

（ストックオプション等関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（持分法損益等関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)																		
1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 なお、従来は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しておりましたが、本店移転に伴い敷金が発生していないため、資産除去債務を負債計上し、これに対応する除去費用を資産計上しています。 2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積を鑑み、使用見込期間を15年と見積もって計算しております。 3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>9,420千円</td></tr> <tr> <td>当会計期間の負担に属する償却額</td><td>1,989千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>84千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>△11,410千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>15,354千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>15,439千円</td></tr> </table>	期首残高	9,420千円	当会計期間の負担に属する償却額	1,989千円	時の経過による調整額	84千円	資産除去債務の履行による減少額	△11,410千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	15,354千円	期末残高	15,439千円	1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積を鑑み、使用見込期間を15年と見積もって計算しております。 3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>15,439千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>92千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>15,531千円</td></tr> </table>	期首残高	15,439千円	時の経過による調整額	92千円	期末残高	15,531千円
期首残高	9,420千円																		
当会計期間の負担に属する償却額	1,989千円																		
時の経過による調整額	84千円																		
資産除去債務の履行による減少額	△11,410千円																		
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,354千円																		
期末残高	15,439千円																		
期首残高	15,439千円																		
時の経過による調整額	92千円																		
期末残高	15,531千円																		

（収益認識に関する注記）

第24期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）		第25期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。		1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。	
セグメント	投資運用業	セグメント	投資運用業
主要な財又はサービスの ライン	100,000千円	主要な財又はサービスの ライン	100,000千円
投資助言業務収益		投資助言業務収益	
投資一任業務収益	334,930千円	投資一任業務収益	311,393千円
投信委託者報酬	1,222,061千円	投信委託者報酬	1,264,974千円
合計	1,656,991千円	合計	1,676,367千円
収益認識の時期		収益認識の時期	
一時点で移転される財	—	一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり 移転されるサービス	1,656,991千円	一定の期間にわたり 移転されるサービス	1,676,367千円
合計	1,656,991千円	合計	1,676,367千円
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。		2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。	

(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。 日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められています。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。 (3) 投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。	(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。 日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められています。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。 (3) 投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。 履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。 投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。
--	--

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	251,630
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	248,048

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。

そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	278,378
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	269,799
日立国内債券特化型ファンド（大口）	210,187

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。

そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	462,817 百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ、事務所賃借契約等	グループ通算制度の未払金	12,861	未払金	12,861
								預け金の利息	772	未収入金	—
								賃借料等の支払い	32,860		
								親会社に対する預け金の増加	1,853,884	関係会社預け金	1,552,333
								親会社に対する預け金の減少	1,712,286		
								移転補償金の受取り	13,281		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

賃借料の支払：近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。

移転補償金：移転前の事務所の原状回復費用の一般的な取引条件に基づいた実際発生額を元に決定しております。

3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所（東証プライム市場、名証プレミアム市場に上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	463,417百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ、事務所賃借契約等	グループ通算制度の未払金	14,652	未払金	14,652
								預け金の利息	124	未収入金	—
								賃借料等の支払い	36,835		
								親会社に対する預け金の増加	2,681,727	関係会社預け金	1,576,771
								親会社に対する預け金の減少	2,657,289		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

賃借料の支払：近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。

3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所（東証プライム市場、名証プレミアム市場に上場）

(1株当たり情報)

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 208,690円72銭 1株当たり当期純利益 13,241円45銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 218,183円22銭 1株当たり当期純利益 9,492円50銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 79,448千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 79,448千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 56,955千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 56,955千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第25期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)		
当中間会計期間 (2024年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		666
未収委託者報酬		330,301
未収運用受託報酬		111,377
関係会社預け金		1,514,671
前払費用		31,763
その他		2,593
流動資産合計		1,991,374
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	26,344
工具器具備品	※1	1,856
有形固定資産合計		28,201
無形固定資産		
ソフトウェア		131
無形固定資産合計		131
投資その他の資産		
長期前払費用		151
繰延税金資産		39,495
投資その他の資産合計		39,647
固定資産合計		67,980
資産合計		2,059,354

(単位：千円)		
当中間会計期間 (2024年9月30日現在)		
負債の部		
流動負債		
未払金	※2	38,224
未払費用		494,403
未払法人税等		35,699
預り金		3,100
賞与引当金		29,650
流動負債合計		601,078
固定負債		
退職給付引当金		94,924
資産除去債務		15,578
固定負債合計		110,502
負債合計		711,581
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		972,773

利益剰余金合計	1,047,773
株主資本合計	1,347,773
純資産合計	1,347,773
負債純資産合計	2,059,354

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		637,764
運用受託報酬		210,889
営業収益計		848,653
営業費用		
支払手数料		423,860
委託計算費		38,059
調査費		121,600
営業雑経費		
通信費		1,259
印刷費		1,038
諸会費		2,470
営業雑経費計		4,767
営業費用計		588,288
一般管理費		
給料		
役員報酬		10,070
給料・手当		69,390
賞与		4,075
給料計		83,535
交際費		244
旅費交通費		25
租税公課		243
不動産賃借料		17,923
賞与引当金繰入額		27,844
退職給付費用		2,634
業務委託費		30,635
その他の人件費		16,250
その他の不動産関係費		429
減価償却費	※1	1,261
諸雑費		5,312
一般管理費計		186,342
営業利益		74,021
営業外収益		
受取利息		358
その他		48
営業外収益計		406
営業外費用		
為替差損		55
営業外費用計		55
経常利益		74,373
税引前中間純利益		74,373
法人税等	※2	35,699
中間純利益		38,673

（3）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	934,099	1,009,099	1,309,099	1,309,099
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 利 益					38,673	38,673	38,673	38,673
当中間期変動額合計	—	—	—	—	38,673	38,673	38,673	38,673
当 中 間 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	972,773	1,047,773	1,347,773	1,347,773

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 建物 15年、8年 工具器具備品 15年、10年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェア 5年
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。 (2)投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。 (3)投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することとしております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
※1	有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。 有形固定資産 建物 5,083千円 工具器具備品 565千円 減価償却累計額 5,648千円
※2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
※1	減価償却実施額は、次のとおりであります。 有形固定資産 1,174千円 無形固定資産 87千円
※2	税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で、一括掲記しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000株	—	—	6,000株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

（持分法損益等関係）

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積を鑑み、使用見込期間を15年と見積もって計算しております。	
3. 当中間会計期間中における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	15,531千円
時の経過による調整額	46千円
当中間会計期間末残高	15,578千円

（収益認識に関する注記）

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
セグメント	投資運用業
主要な財又はサービスのライン	
投資助言業務収益	50,000千円
投資一任業務収益	160,889千円
投信委託者報酬	637,764千円
合計	848,653千円
収益認識の時期	
一時点で移転される財	-
一定の期間にわたり移転されるサービス	848,653千円
合計	848,653千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 投資助言業務収益

投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 投資一任業務収益

投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。

日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められていることから、当中間期末においては変動対価が含まれております。変動対価は、市場の状況や過去の実績をもとに年間報酬額を見積り、上限に達すると見込まれる場合には、取引価格を期間按分することにより算定しております。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	売上高
日立企業年金基金	150,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	128,333
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	125,599
日立国内債券特化型ファンド（大口）（注）	113,126

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	224,628.89円
1株当たり中間純利益	6,445.66円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	38,673千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	一千円
普通株式に係る中間純利益	38,673千円
普通株式の期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月28日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

清野

竜

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

清野

竜

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年1月20日

日立投資顧問株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日立外国株式インデックスファンドの2024年5月16日から2024年11月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立外国株式インデックスファンドの2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月16日から2024年11月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日立投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日立投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。